

青森県報

号外第八十二号

令和八年
九月十八日
(金曜日)

目 次

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

(地域企業
支援課) 一

○右

同

(同)

(同)

(同)

(同)

○右

同

(同)

(同)

(同)

(同)

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表

(事務局) 五

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出

(同)

(同)

(同)

(同)

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出

(同)

(同)

(同)

(同)

○政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出

(同)

(同)

(同)

(同)

出

(同)

(同)

(同)

(同)

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては

(同)

(同)

(同)

(同)

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万

(同)

(同)

(同)

(同)

に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数

(同)

(同)

(同)

(同)

が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に

(同)

(同)

(同)

(同)

八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た

(同)

(同)

(同)

(同)

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

(同)

(同)

(同)

(同)

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

(同)

(同)

(同)

(同)

公 営 企 業

○青森県立中央病院多目的X線透視装置(アイランド型)の

(病院)

達院

課局

七

購入に係る一般競争入札

(調達)

院局

課局

七

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ五所川原本町店

五所川原市字本町二五の二 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTT・TCリース株式会社

東京都港区港南一丁目二の七〇

代表取締役 近藤 慎一郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

変 更 後

変更
年月日

株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北二四条東二〇
丁目一の二一
代表取締役 鶴羽樹

株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北二四条東二〇
丁目一の二一
代表取締役 八幡政浩

令和
六・八・五

四 届出年月日

令和八年九月二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び五所川原市役所

2 期間

3 時間
令和八年九月十八日から令和九年一月十八日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和九年一月十八日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年九月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一、二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

変 更 後

変更
年月日

セントラルリーシングシステム株式会社
北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一
代表取締役 大谷裕志

セントラルリーシングシステム株式会社
北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一
代表取締役 矢澤之敏

令和
八・六・三〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

変 更 後

変更
年月日

DCM株式会社
東京都品川区南大井六丁目二二の七
代表取締役 石黒靖規

DCM株式会社
東京都品川区南大井六丁目二二の七
代表取締役 神谷浩邦

令和
八・五・二六

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦

変更なし

株式会社ヤマダホールディングス
群馬県高崎市栄町一の一
代表取締役 山田昇

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町一の一
代表取締役 佐野財丈

令和
五・八・三五

四 届出年月日

令和八年九月二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和八年九月十八日から令和九年一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

[illegible]

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡 真 治

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
成田裕一後援会	成田 千春	成田 裕一	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田八三の七	令和 八・八・四
川村祐一後援会	川村 祐一	黒田 真之	十和田市西二十一番町五三の七	八・八・八
坂本響後援会	小笠原 光扶	新山 恭孝	十和田市西一番町一四の三〇	八・八・八
おおや尚規後援会	白川 裕章	波田野 志穂	青森市大字野沢字川部六三	八・八・五

秋元しゅうだい後援会	秋元 柊乃	能登 正宗	青森市富田一丁目二三の三	八・八・八
------------	-------	-------	--------------	-------

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡 真 治

政党以外の政治団体

政治団体の名称（代表者氏名）	異動事項	新	旧	異動年月日
山本治男後援会（山本 治男）	代表者	山本 治男	幸林 周逸	令和 七・三・二
山田知連合後援会（高橋 芳久）	代表者	高橋 芳久	山田 弘志	八・七・三
かねはまあきら後援会（金濱 亨）	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外	国会議員関係政治団体	八・八・二〇
夏堀嘉一郎後援会（大久保 均）	代表者	大久保 均	中山 孝子	八・八・三

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
国民民主党青森県第2区総支部	金濱 亨	令和八・八・二〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
山本治男後援会	山本 治男	令和七・三・三〇

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和八年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異年月日動
金濱 亨	かねはまあきら後援会	公職の種類	青森県議会議員	衆議院議員	令和八・八・二〇

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

令和八年九月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和八年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二〇、一七七人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二六、一〇二人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区	五、五六六 人
西津軽郡選挙区	四、四六九 人
南津軽郡選挙区	六、〇五七 人
北津軽郡選挙区	六、七六〇 人
上北郡選挙区	二五、四〇七 人
三戸郡選挙区	一七、一三三 人
青森市選挙区	七四、九九〇 人
弘前市選挙区	四五、六六七 人
八戸市選挙区	六〇、六〇一 人
黒石市選挙区	八、六五三 人

公 営 企 業

五所川原市選挙区	一七、〇三二 人
十和田市選挙区	一六、二八五 人
三沢市選挙区	一〇、二七二 人
むつ市選挙区	一八、四九七 人
つがる市選挙区	八、二二七 人
平川市選挙区	一〇、六六一 人

青森県立中央病院多目的X線透視装置(アイランド型)の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年九月十八日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

多目的X線透視装置(アイランド型) 一式

二 納入期限、納入場所及び入札方法

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契

約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和八年十月十四日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院管理室調達課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先 青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院管理室調達課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和八年十月三十日 午前十時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の一
青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和八年十月三十日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三條及び第百五十九條の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Stationary Island-type fluoroscopy system.

(2) Specification and quantity of other products will be referred

to a bid manual.

2 Time limit for tender:

10:00 a.m. 30 October 2026

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口二枚二付二十四円九十五銭